

## 第7回 島本町総合計画審議会

(令和2年1月16日作成)

1	会議の名称	<b>第7回 島本町総合計画審議会</b>		
2	会議の開催日時	令和元年12月18日(水) 10時00分～12時28分		
3	会議の開催場所	島本町役場3階委員会室	公開の可否	㊦・一部不可・不可
4	事務局(担当課)	総合政策部政策企画課 ※その他、第7章に係る担当部局の職員も出席(総務・債権管理課、財政課)	傍聴者数	6名
5	非公開の理由 (非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)	(この欄は斜線で消す)		
6	出席委員	天沼委員、大西委員、厚東委員、後藤委員、小林委員、末岡委員、野間委員、八田委員、峯森委員、三村委員、山内委員、山本委員、吉田委員  (五十音順)		
7	会議の議題	1 第五次総合計画・基本計画の策定に向けて 2 その他		
8	配付資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料 23</span> 修正意見等への対応表(第1部会+第2部会)</li> <li>● <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料 24</span> 第五次総合計画・基本計画(修正案)</li> </ul>		
9	審議等の内容	別紙のとおり		

## 開会

- 出席委員数の確認
- 配布資料の確認
- 傍聴の許可

### 1 第五次総合計画・基本計画の策定に向けて

**会 長** 案件1「第五次総合計画・基本計画の策定に向けて」について、審議を行います。

本日の全体会については、以前ご説明したスケジュールどおり、来年1月から予定しておりますパブリックコメントの前のまとめ審議を行いたいと思います。10月から11月にかけて2つの部会をそれぞれ3回開催し、基本計画の1章から6章までの審議を行っていただきました。本日は両部会での意見をまとめた対応表と、その意見を踏まえた基本計画の修正案が示されております。その修正内容とあわせて、全体会で審議することとしていた第7章の概要と一括で説明いただき、1章から7章までをまとめて審議していきたいと考えております。それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

**事務局** (資料23・修正意見等への対応表、資料24・基本計画修正案の説明)

**会 長** 資料23、24をもとに各部会での審議を踏まえた1章から6章までの修正案と、第7章の内容についての説明を受けました。1章から6章までについては、両部会で慎重に審議を行っていただいておりますので、その内容を十分尊重し、その上で特に気になる箇所があればご意見等をいただければと思います。

それでは、1章から7章までについて、ご意見等をお願いいたします。

**委 員** (7-1) 行財政運営のところですが、今、町の職員について、非正規の採用がどれぐらいあるのか、行財政運営と、正職員と非正規の数の割合は非常に密接に関係があると思いますが、その方向性ですね。今、例えば男女共同参画で政府の男女共同参画白書等がありますが、そういったところで非正規労働者の処遇改善、正社員への転換の支援ということが国の方から言われています。地方自治法も改正されて、例えば非常勤職員については来年から期末手当が支給されるといった、非正規雇用の今の現状を良くしようという政策が出てきていますが、その辺がここにあらわれていませんが、国のめざす方向性みたいなものを入れてほしいと思います。

**委 員** その意見に追加で。私もそう思いました。今年からボーナス支給をしなさいと、非正規職員だからといって手当に差をつけるのはおかしいという方向で時代の流れが来ていますし、これまで日本は正規・非正規の賃金格差が他の国より大きいというのが言われてまして、それで労働時間とかが違うだけですが賃金の格差をつけたり、少し管理職の職務が違うだけですが賃金の格差をつけているという現状があると思いますが、例えば他の自治体の図書館に勤めている知り合いだと、給料20万円ぐらいで非正規で管理職をやらされています。島本町も比率として半分ぐらい非正規職員で成り立っていると思います。なぜそうなっているのかと思ったら、やはり職務評価をしてないです。どれぐらいの仕事の価値がその仕事で行われているかと

いうことを数値化して均等待遇することが世界的な流れだと思いますが、そういうことをせず目分量でこの人は非正規だからこれぐらいの賃金でいいやという形でやっていると思います。だからここで重要なのは、職務評価して均等待遇を実現していくということを入れる必要があるのではないかと思います。多分これからいろいろな職場で職務評価を行っていく流れになると思います。この10年を見越して、職務評価を行い、非正規職員の均等待遇を実現していくという言葉を入れてください。

**会 長** 7-1-⑤「人材育成と組織基盤の強化」へのご意見と思います。一つは常勤以外の職員数の質問があったと思いますが、それともう一つは、働き方についての待遇も含めて文章をどこかに入れてほしいというご意見だったと思います。この辺で皆さん、他にもご意見があれば。

**委 員** いきなり内容に入っていますが、いきなり内容に入ってもこの中に入れ込みにくいんじゃないのかということが素直な疑問で、というのは、7章は7-1しかないです。もともと7章は3節まであって、それぞれ独立した項目で出していたのに、今回7-1だけになって、方向性のところに①から⑤までこんなにたくさん詰め込んでしまえば、これから皆さんからいろいろな意見が出るとは思います。もう入れるところがない印象です。7章だけ1節しかないの、なぜこういう章立てにしたのか。せっかくこれだけ委員がそろっているのに、意見を反映しようがないというか、もうぎゅうぎゅう詰めです。表にしているが、表の中も文章ばかりで、本当にどこに入れたらいいのかわかりづらい。構成上も工夫していただきたいです。いろいろな分野が一緒になってしまっています。現状と課題のところも一緒になってしまっています。

**委 員** さきほどの私の意見で1つだけ追加したいのですが、同一労働同一賃金も今すごく注目されているので、キーワードの1つとしてどこかに入れてほしいと思います。

**委 員** 正規と非正規で少し職務を変えています。少し権限が違ったり、労働時間が違ったり。それを理由にしてすごく賃金格差をつけています。だから、同一労働同一賃金ではなかなか対応できない。今、世界的には同一価値労働同一賃金です。ちゃんと職務評価して、価値で評価しなさいということがやはり重要な概念になると思います。

**委 員** そもそも臨時職員をなぜこういう方向に行政が持っていったかというのは、やはり財政上の問題がまずあって、できるだけ人件費を安くしようということによってこういう方向にいったと思いますが、現在どれだけの比率でそういう人たちがいて、どれだけ財政上に、どれだけの問題に寄与しているとか、今後この制度を続けなかったら本町の財政上どういう問題が起こるのかといった点が私自身もよくわからないので、それを事務局から整理していただいて、その上に立ってこれから10年間の島本町の財政はこうあるべきだから、こういうふうな職員の体制をつくらないといけないということをやらないといけません。今、働き方改革等も言われていますから、その辺をまず教えていただきたいです。

**事務局** まず、本町も正規職員とともに、数多くの臨時職員、非常勤職員の方に現場を支えていただ

いて公務が成り立っているという現状がございます。臨時職員、非常勤職員の方がそれぞれの職場で任用されている週当たりの労働時間等、また、1年間の任用期間等さまざまですので、一口に言いにくいですが、延べ人数で言いますと、300人近い方が何らかの形で町の公務に携わっていただいているという現状がございます。国の方では、働き方改革の流れの中で出てきたものでありますが、地方公務員法、地方自治法の一部改正がなされまして、来年4月から新たに会計年度任用職員制度が法定化をされ、期末手当の支給の制度などが入ってくるということで、本町も今その準備をしているところです。この制度改正によって、これまでに比べますと処遇の改善には寄与するものと認識をいたしております。それから、なぜ公務の職場で臨時、非常勤の職員が増えたのかということにつきましては、国の方でも地方の厳しい財政状況が背景にあって、一方で多様化する行政需要に対応するために臨時、非常勤での任用が増加してきて、平成28年度には64万人ぐらい全国にいるという統計もあります。この背景としては、過去の集中改革プランといった国を挙げての行財政改革の中で職員数の抑制ということが進んできた中で、そこで担い切れない公務を臨時、非常勤の方も含めて支えていただいていたという背景があるものと認識をいたしております。この計画の施策方向の中でどういう形で書けるのかということについては、少し検討が必要であると思っています。入れるとしたら、施策の方向7-1-⑤の中に、会計年度任用職員制度にかかわっての表現を追加させていただくことになるかと思うのですが、そこは検討させていただきたいと思います。

**委員** 今、事務局の方からも説明があって、おそらく7-1-⑤のところの働き方改革の中におっしゃっているようなことが入っている可能性は高いですが、そこをさらにキーワードとして出すか出さないかというところが1つの論点だと思います。法律が改正されて進めていくことは行政はやっていかないといけないところで、それを超えてさらに広げていかないといけないというような話については、キーワードとして適切なものを入れていくかどうかということを検討したらどうかと思います。非正規職員のあたりが少し見えにくいということであれば、そのあたりを少し出していくということは、先ほどの事務局の話だともう来年度から改正されてやっていくという話なので、それを超えて何か方向性ということであれば、少しそういったところに適切なキーワードを入れるべきかと思いました。

**会長** 今の内容については、事務局に改正案を考慮してもらおうということでどうでしょうか。

**委員** 会計年度任用職員に関して適切な職務評価を行い、同一価値労働同一賃金の原則に基づいて均等待遇を実現していく、ということが私の案なので、それをもとに検討していただければと思います。

**事務局** そこまで具体的には記載できないかもしれませんが、何らかの記載ができないかという検討はさせていただきます。

**委員** 具体的に記載できないということがやはり違和感があるというか、計画というのは実効性がないといけないし、後で振り返りできないといけないので、曖昧なことばかり書いてもいけないです。さきほども言いましたが、第7章はあまりにも大ざっぱ過ぎるというか、範囲も広過

ぎて、本当に振り返りにくいです。もともと項目で分かれていたものを全部一緒にしてしまつたら、こうやって審議するのもしにくいし、どこに入れていったらいいのかということも話が前後しますし、この構成のことももう一回考えてもらえませんか。

**事務局** 7章の構成についてですが、第四次総合計画では7章は3節に分かれておりまして、今回、第五次総合計画全体に言えることですが、節、施策項目の大幅な再編を行い、総括的に統合している部分がございます。7章についても同様に検討を行い、情報化についても行革についても、行政運営と財政運営ともそれぞれ密接に関係しているため、ある程度一体的であった方が見やすいと考え、このような形でまとめさせていただいております。ご意見によって項目内容が増えることや、節で割るとということも想定はしますが、現段階ではこのような考え方のもとに1節、5項目という形でまとめさせていただいております。

**委員** 47ページ(7-1 現状と課題)の一番下に、「職員一人ひとりが意欲をもち、能力を最大限に発揮できるよう、人材の育成に努めるとともに、機能的な組織体制の構築に努めることが必要です」という内容がありますが、私自身も職員一人ひとりの方が自らの業務に対して意欲的に取り組めるような条件、簡単に言ったら一番大きいのは賃金です。その辺の問題について、これまで見ますと、実に厳しい財政の中、行政ニーズが多様化する中で言うと、ここ10年間でも非常勤職員に委ねる部分があるような場面で見られます。例えば保育所や学童保育でも非常勤の職員によって担われているという現実が実際にあるわけで、そういう意味で言うと、その人たちが意欲的に働くための条件づくりについて、国が働き方改革ということでそれに対応した、会計年度任用職員の制度が導入されるという国の動きはわかりますが、町としての構えのような、いろいろな条件を考えて、要は待遇を改善しますと、現実には難しいかもしれませんが、待遇改善に努力をしますという項目が右側の施策の方向の中ではなかなか見えてこないような感じがして、どこへどう入れたら適切なのか、今の議論を聞きながら少し難しいと思いつつ、何かこれから10年の方向性を表現できたらよいと思います。

**委員** 意見ですが、基礎自治体である町にどんどん仕事が増えて、本当に職員の方々も大変で、その中で定員管理があつて、その仕事を非常勤の方で回しているという現状だと思います。また一方、財政的にも非常に厳しい中で、町として比較的人口が少ない中で、コンパクトな行政を引き続きやっていくということを前提にするのであれば、やはり不断に行財政改革をしないといけないというのは、おそらくこの10年間も変わらないと思います。また一方で、ここにも書いてありますが、AIやRPA、いわゆるロボットですね、定型の仕事については、これまでの仕事を見直して、その業務量を減らして、それで働き方改革を進めると。今、非常勤の方をお願いしているような業務でもし定型なものがあれば減らせると思いつつ、あと実際に住民サービスの部分で非常勤の方をお願いしたほうがよいのか、もしくはNPOだとかボランティアの団体も含めて、そういった団体をお願いをしたほうがよいのか、また、高齢者の方々の有償ボランティアだとか、そういった多様なサービスの提供の仕方があると思うので、他の委員がおっしゃったように同一価値同一労働は大賛成ですが、多様な行政サービスの提供の仕方があるので、その辺を含めた表現にさせていただいたらと個人的には思います。

**委員** 記述が難しいといった部分は、もう既に実施している、例えば職務評価は法律にも書いてありますし、それぞれの組織の中でやっていることなので、それをあえてここに出すことは、何か新しさがあるのかといったところをキーワードを変えろとか、そのあたりのニュアンスを適切に表現できるように変えていけば入れることはできると思いますが、ここは法律の文章ではないので、既にやっていることのキーワードを再掲するということは、今までやっていなかったらそれは入れるべきだと思いますが、それがもう既に実施しているようなことであれば、おっしゃりたいところをちゃんとニュアンスを変えていただければ、キーワードとして入っていく可能性はあると思いますので、そのあたりをご検討いただけるとよいと思いました。

**委員** 海外の事例であれば、数値化しています。正規と非正規という形ではなく、時間や職務で、数値化して職務評価して、均等待遇をできるだけしていくということに使います。職務評価したとしても、記述的なもので数値化されたような職務評価はされていないと思うので、均等待遇をめざしていくなら、数値化した職務評価が不可欠だと思います。島本町の正規職員は二百数十名だったと思いますが、それを上回る300人以上、半分ぐらいのマンパワーは非正規の職員で回っているというのが島本町の現状で、臨時でも一時的な職員でも全然ないです。臨時職員という名前も本当に失礼な状態だったので、そこは強力に意思を示していかないと、この10年はついていけないのではないかと思います。

**事務局** 先ほど全体で、短い方も含めて300名と申し上げましたが、常勤に近い形で、例えば健康保険に加入しているといった形で働いている方になればもっと人数は減りますが、いずれにしても多くの方に支えられているのは事実です。今回の法改正に伴って、法が用意した枠組の中で現状に則して制度設計をしまいましたが、おおむね1年半ぐらいの期間をかけて、本町にも非常勤職員で構成される職員団体が2つございますので、定期的に協議を行い、そういった方のご意見も聞きながら一定新制度の内容について合意ができる状況になってきております。これを来年度から始めていくということです。今後引き続き職員の方、正規であろうが非正規であろうが、意欲を持って能力を発揮していただけるような環境の整備は、一歩ずつですが進めていきたいと考えております。ここでどういう記述をするかについては、今いただいたご意見も踏まえて検討させていただきたいと思います。

**委員** 47ページに「多様な手法による歳入確保の取組が必要です」と書かれていて、48ページの7-1-①で「積極的な財源確保」、この2つの前向きな表現が見られますが、他の委員からもありましたが、この辺が具体性に欠けていて、今後どう具体的に書いていただけるのか、もしくはここで書けるなら、何かやりますよというだけで全くイメージが個人的には湧かないので、工夫をここか他のところでしていただきたいと思います。47、48ページを読んでみると、厳しい現状、それから厳しい財政はひしひしと伝わってきますし、役場の皆さんのお話とかを聞いても、ここに書かれているような経費の削減や事業の見直し、精査、効率化、効率的な財政配分はもう既にされていると思いますので、ここだけが前に出ていて、すごく後ろ向きな感じなので、先ほどの賃金の話や建物のこと、子どもの安全等、いろいろなところにお金がかかってくるので、削減はわかりますが、もう少し積極的な財政確保というところを具体的にもっと強く書いていただければということが私の希望です。

**事務局** 多様な手法による歳入確保や積極的な財源確保は、基本的な方向性としてはどちらも同じでございまして、行財政改革プランにはもう少し詳しく例示していますが、多様な手法によるものは、メインの収入が税収、そして国・府の補助金、交付税があり、最近はどの自治体でも、ふるさと納税もその1つですが、例えば寄附の制度や、その他にもさまざまな歳入確保策、細かい部分では広告収入やネーミングライツ等、国・府の補助金、税収だけという形ではなく、積極的に努力、工夫して財源確保に努め、税収が増える取組を行っていくといった意味で書いておりますが、総合計画では例示ではなく、総括的な表記にしております。

**委員** 私は、行財政改革プランのような個別計画の中にそういったことが具体的に入っていると思うので、そっちの方にうまく渡して、ここでは対応関係がわかるようにしていただけたらよいのかなと思います。他のセクションでもそうですが、委員から出てくる意見の大半は、個別計画に入っているものがこの本文とどういう関係にあるのかといったところが少しわかるようにしていただけたら、ここに書いてあることの詳細は個別計画の中に入っているということがわかり、そちらのほうにも少し目を行き届きやすくなる可能性があると思うので、そのあたりは文章の構成の工夫の仕方だと思います。今は少しまとめて書いているので、その対応関係がわかりづらいのかなと思いました。

**委員** 行財政改革のところですが、積極性が感じにくいというのも、削減ということが全面に出ているという話も出ていましたが、やはり行財政改革のときに行政が主導で行っていく形がすごく多いというイメージが自分の中でもあり、行財政改革をするなら住民の参画をしながら行うということが島本のよいまちづくりにつながっていくのかなと思うので、やはり健全な行財政運営のところに「住民の参画に基づいて」という言葉を入れてほしいと思っています。

**委員** 住民参画の話は、前の章の中にももう少し詳しく書いてあります。ここでは、おそらく、全てお金の面を見たときにどういうバランスになるのかということが書いているので、住民参画や賃金の話を行財政改革のところに再掲するということは何かの意図があるのでしょうか。

**委員** 行財政改革プランを町は出していますが、これはすごく多くの住民サービスの削減が打ち出されていたわけですが、貧困世帯の就学援助の削減等。そういう手続をする上で住民の参画が不可欠だと思っています。そのため、多様な住民サービスのところに影響が及ぶというのは、今後も行財政改革プランが出されるので、そこはしっかり意識的にやっていく上で文言を入れておくことが重要になると個人的には思っています。48ページの7-1-①の最初に入れて、「住民参画に基づいて限られた財源と人材を有効活用し」とすればよいと思います。

**委員** 例えば、後ろの方の住民ニーズに応じた事業への集中・転換では足りないということであれば、その部分をもう少しレベルアップした書き方をするということはあり得ると思いますが、住民の話が前と後ろに出てくると文章としてわかりづらいので、どこにどういうキーワードを入れるかということを今具体的に検討していますが、住民というキーワードはこの文章の中には入っています。そのニーズでは足りないということであれば、その部分を書き直したらど

うかというのが提案です。

**委員** これはサービスニーズみたいな形で、要するに客体的な住民のあり方が住民ニーズですが、参画は主体的なあり方なので、大分違います。これは測定する方も行政だったりするので。

**委員** 別の章に住民参画については詳しく書いてあるので、ここの行財政改革の中に住民参画というのは、具体的にどんなことを意味しているのでしょうか。

**委員** 就学援助や水道料金助成など、福祉や住民生活にかかわるものを20プランぐらい出しましたが、やはり住民と十分に対話してやっていく必要があり、参画という言葉はいろいろなところにもあります。ここだけで複数出てくるからそこを削除しようということではなく、町のまちづくり基本条例にも書いているような基本的な考え方のため、各分野に繰り返し入れていくということは必要な概念だと思っています。

**委員** 他の委員の話聞いていて思ったのですが、私もこちらに出てくることは別に構わないと思います。例えばこの10年間を見ても、行財政改革とも関係するのかもしれませんが、プール、キャンプ場がなくなるということがあって、結局それはコストということが背景にあったと思いますが、その辺を廃止するということを進めることも住民参画という観点では少し不足していたのではないかなという印象を私は持っています。それらを廃止したことは仕方がないにしても、そのプロセスは少しどうかと思っている住民さんも多いです。だからやはり7-1-1①に住民参画で行財政改革に参加していくということを入れることはいいと思います。

**委員** 住民参画の言葉を入れるかということですが、1-2の「参画・協働・情報共有」の中でも書かれています。全体的に住民参加でやっていくということを書いているし、ここだけ住民参画を入れるということはいかがかと私は思います。それと、全て住民が参加せずに行政が決められていると思われるけども、やはり議会等もあって、住民が選んだ議員が十分に議論し、いろいろな委員会もありますし、そこでやられているんですから、そこでも意見は十分に入っていると思うので、その辺は整合性をとらないといけないと思うので、皆さんにご意見を聞いていただいて。

**委員** 私も部会のときに他の委員と同じような発言を何回かしました。再掲ということでも書いたらどうですかと言ったら、方針として書かないという事務局のお話がありましたので、それを統一されるならそれでよろしいかと思います。それぞれ皆さんお考えがあるとは思いますが、事務局の方針なので、それで結構です。

**委員** 住民参画をここに書くとしたら、例えば議会等に行かれるのは認められているわけだし、それから議員を通じていろいろな要望を出すということも認められているわけだし、投票とかそういうことがされずに決まっていると思われているのであれば、それは誤解だと思います。行財政で予算を決めるとか、支出のどれを削るといったことを決めているのは、そのために議会があって、議員が選ばれて、行政もそれこそいろいろなサービスがしたいけれども、収入と支

出のバランスがあって、それを検討しながらどれを入れる入れないかを決めているわけです。そこに対する不満があるとおっしゃるのでしたら、少し違う方向だと思いますし、それで1章のところでは、住民参加ではなく参画ということで一步レベルが上がっています。これはより積極的な町政に対するいろんなことをもっとやっていきましょうということを書いているので、そういったところの具体化で十分対応できるのではないかと。不満をお持ちなのはよくわかりますが、それがここに新しくないものが入るというわけではなくて、もう既に入っているので、今聞いている我々としては、もう少し何を強化していくとか、そういったところに対する思いが文章としては難しい。

**委員** もし住民参画をこの中にぜひ入れようということであれば、7-1-①の「健全な行政運営」の「積極的な財源確保」のところに、住民参加でできるだけ税金を上げようとか、収入のあがるものを考えようといったことを入れたらどうかと思います。

**事務局** 総合計画の構成上の考え方ですが、行財政改革プランという1つの個別計画の分野のみで住民参画ということではなく、どの章でもさまざまな施策において住民参画や協働といった考え方に基づいた取組が必要であると考えております。それらについて、全ての章、項目に参画という言葉を入れることは適切ではないと考えておりますし、1-2「参画・協働・情報共有」にまとめております。それらは各章、節の項目にも反映されている、そういった理解でございますので、そのような形で表現や記載のすみ分けを図っていきたくて考えております。

**委員** 議会とかを軽視しているとかではなく、議会は議会でちゃんと議論するし、いろいろな方法があって、多様に組み合わせで意思決定したり、説明していくことが町の運営の仕方であって、やはり計画が決まってから説明するということがあります。幼稚園の廃止を決定しますと、それも4月から廃止しますと。保護者さんが驚いて、二幼の時は説明会を求める要求書等を出されたし、すごく大きく動かれたと。上から方針が降ってくるみたいなことだと町民の町政に対する信頼がどんどん薄れていったり、協力は得にくくなるので、やはり計画段階からしっかり住民参画という説明する場や、お互いに話し合っていく場をつくっていくことがより行財政改革していく上で重要な視点だと思います。本当にプールの問題も寝耳に水という人が多くて、今でも住民アンケートでプールをもう一度つくってほしいとか大量に書かれています。小学校のプールを開放できたらいいのですが、条例上難しいということもあります。だからちゃんとコンセンサスをとっていろいろな行財政改革するということは、町にとってもこれから町政運営していく上で、住民の協力を得ていく上で重要な観点なので、町議会だけではなく、そういう多様な方向を組み合わせ、町長もタウンミーティングとか説明会も積極的にやりたいという方針出されているので、その方向の延長線上でここに記入されたいのかなと思いました。

**委員** 6ページの1-2-①のところに今おっしゃったことが文章で書かれています。それを行財政改革のところに再掲してさらに入れるということに対する強い主張はわかりますが、それが具体的に何を意味しているのでしょうか。そういうことが起きないように、6ページの1-2-①に、今おっしゃっていただいたタウンミーティングを開くとか、今までのいろいろなプラ

ンが決定したときの住民への公表の仕方とか、そういうこともこういったところの言葉の中で書いているのだと思いますが。

**委員** ここでも書いても何も矛盾はしないですよ。これまでいろいろなそういう動きがあったから、私拭する上でもう一つ書いたほうがいいんじゃないかと思います。10年のプランとして。それは別に否定もされないじゃないですか。別にマイナスはないじゃないですか。プラスはあるじゃないですか。そういう意思を強力に示していると。マイナスがないのになぜそこまでこだわっているのかがわかりません。

**委員** それは権限が違うからですよ。

**委員** 権限って何ですか。

**委員** 誰がその予算を決めるとか、何を決めるとか・・・

**委員** 今の議論聞いていて、今までの10年と違うこととして、やはりこれからインフラがどんどん老朽化していきます。それがやはり廃止やお金がないからどうするということがどんどん出てくるということは、これまでの状況とかなり違います。島本町も計画でこれからいつどれぐらいインフラの維持管理にお金がかかると資料で出しています。健全な行政運営にすごくかかわってくることなので、やはりそういった環境の違いが今までの10年と違うので、確かに6ページにありますが、こちらに書くということは意義があることだと思います。

**委員** 先ほど保育所廃止、プール廃止で寝耳に水ということですが、事務局はどういう手続でなされたのか、参考までに聞かせてください。

**事務局** 町が事務を進めるときに、まずはこういう方向、方針がないと、ただ単にこれでどうしようかと投げかけてもそれは前に進んでいきません。一定方向性を示した上で、ご意見を聞いて進めていくと。確かに第二幼稚園の場合、唐突だったというふうに言われたことは私も記憶をしまして、その後いろいろなお話し合いをして1年間閉園を延長したりといった対応はしてきております。今まで何も意見を聞かずに一方的に議会だけで決めてきたということではございませんので、これからもそういう姿勢は、先ほどの6ページの参画・協働のまちづくりで、参画という強い言葉でお示しをしておりますので、これは全体の町の姿勢ということで記載をさせていただいているという認識でおります。これを全てのところに文言入れてマイナスにはならないとは思いますが、ここで十分ではないかなと思っています。

**委員** 予算の権限が違うということはすごく古い考え方で、今よくやられているのは住民自治評議会の制度とかが導入されて、地区ごとに予算を割り振って、この予算をその地区でどういうふうに使おうということを住民に決めてもらおうと、伊賀市でやっています。小学校区で住民自治評議会をつくって。住民はこれが必要で、これはもうやらないようにしようということ自分たちで決めて納得して、ここは減らして、ここはこっちにつけるみたいなことをきめ細かく

やっていくということはもうトレンドになりつつあって、議会だけに任せておいたらいいから、そういう権限は議会という考え方は古いと思います。

**委員** 議会だけではないということを言いたいんです。議会にすごくこだわっているのです。そういう住民参加、行財政改革に関しても自治評議会を導入してやっていこうという流れはトレンドとしてありますという紹介をさせていただきました。

**委員**トレンドはわかりますけど、ここで何の文言をどうやって入れるかというのは、きょう審議しないといけないんですよ。

**委員**だから、住民参画を入れてくださいと。

**委員**それはもう1章に入っている説明しているんです。

**会長**この件については、こちらで検討させていただきます。

**委員**30ページですが、高齢者福祉について、施策の方向性のところになると思いますが、4-3-④の「高齢者の社会参加・生きがいの促進」で、これからどんどん高齢化率も上がって行く中で、出かける場所や、きょう用事があるといったことが高齢者は大事になると言われている中で、コミュニケーションのとれる場所ということで、今、「いきいき百歳体操」が40カ所に展開されていますが、できるだけ小さいお子さんから世代間の交流ができるような、しかも歩いて高齢者が行けるような場の提供がすごく大事だと思っています。高齢の方もボランティアをして自分が何か話し相手になったりとか、元気な方はお茶を提供したり、いろいろなコミュニケーションができるということでは、最後のあたりで、「ボランティア活動を支援するとともに場の提供に努めます」という文言を入れていただければ、参考指標の要介護の認定を受けている人の割合も減少にいくのではないかと考えましたので、そこを検討していただきたいと思いました。

それから、これは私の中でもう解決はしましたが、28ページの(4-2-④)「自殺予防対策の推進」で、「生きることを促す支援」とありますが、生きることを促すというのは、自殺を予防するのに一生懸命生きることを支援とはすごく相反することを言っているのではないかと気になったのですが、個別計画にそれが書いてありました。生きづらさを支援する施策と私は思ったのですが、それはそれで仕方ないのかなと納得はしたんですが、誤解を招くような文言ではないかと少し気になりました。

あと、27ページの(4-2)「地域福祉」のところになります。「めざすまちの姿」の「誰もが安心して暮らせるまちをめざします」のところで、「誰一人排除することなく」という文言を入れていただきたいと思っています。これはいろいろな人が生活するまちというのは、さまざまの方が生活している場ですので、そこを入れてほしいと思います。

**事務局**ご意見を3点いただきました。1点目が30ページ、4-3の施策方向について、主には②や④についてだと思いますが、高齢者のボランティア活動であるとか、いきいき百歳体操の取

組などについて場の提供といった表現をということですが、実際、今既にいきいき百歳体操や年長者クラブの活動、また、さまざまな高齢者のボランティア活動などの社会参加の活動、生きがいつくりの活動について、ふれあいセンターだけではなく町内各所、さまざまな集会所や公民館、お家であったりという形で展開いただいております、これらも含めて活動の支援であったり、活動の推進という部分で包含されていると考えております。

また、2点目の「生きること」についてです。28ページの4-2-④ですが、「生きことを促す支援」の充実については、昨年策定された自殺対策計画の中で使われている表現でして、この個別計画を参考に担当課とも相談しながら、総合計画で総括的な表記になりますが、さまざまな支援をしていく中で生きことを促す支援の充実などを行っていきますということに加えたもので、基本的に個別計画を踏まえた表現ですので、現状のままでいきたいと考えております。

3点目が27ページ、4-2「地域福祉」の「めざすまちの姿」です。基本的にみんながともに生きていくという、共生社会や地域が助け合っているという部分を表したものであり、その部分については助け合い、支え合いとか、誰もが安心して暮らせるといった部分はある程度包含されていると考えておりますが、各委員のご意見をいただけたらと思います。

**委員** 場の提供のところでは、いきいき百歳体操の場所はわかっていますが、そこは高齢者がほとんどですので、世代間が交流できるということを思います。また空き家とか、あいている場所とか地域には出てくると思うので、やはりそこを活用して何か活動したいという元気な高齢者の方もいらっしゃると思いますので、そこはあってもいいのかなというので意見を出させてもらいました。

**会長** 他の方で、各部会で十分ご意見を交わしていただいたと思いますが、それ以上にこうしてほしいというご意見がありましたらお願いします。

**委員** 第2部会を傍聴させていただいたんですが、風倒木の意見が結構出ていたと思います。今回どこかに反映されているのでしょうか。

**委員** 例えば高槻市は、森林保全予算5,500万を支出してしまっていて、風倒木についても独自に予算を割いていたりするんですが、やはりこれだけの災害が起きて風倒木が生じて処理しないということは、谷筋とか溪流沿いとかの風倒木は河川を遮断したりして、もっと甚大な災害、二次災害とか再度災害と言われているような災害につながりかねない危険な状態が島本でも生じていると思いますが、高槻市は国から半分、大阪府から18%、30%ぐらいは自前の予算で風倒木の処理をやっていますが、どこからどういう予算をとってくるかはいろいろなメニューが災害対策はあると思うので、島本町で例えば19ページの3-1-④で再度災害を防ぐための風倒木の復旧ということが書かれないというのは本当にまずいと個人的には思います。去年の台風21号で甚大な被害が島本の森林で起こっていて、それに対してこの10年で何も記述されないということはまずいと思います。風倒木の復旧について書いていただきたいと思います。

**委員** 18ページの3-1の現状と課題のところの1つ目に、基本的には今の状況に関しては書いてあります。それを受けて19ページで、それをどうしていくのかということが書いてあって、基本的にはおっしゃっていただいたような予算を獲得して、そういったことに適切に対応できるようにしていかないといけないというのが方向性として示されているという理解なので、今おっしゃっていただいたことが基本的には入っていると思いますが、いかがでしょうか。

**事務局** 部会でも、風倒木に関する復旧というご意見は第2部会でいただきました。それについての整理内容が「資料23」の8ページ、意見No. 71です。3-1に関して出されたご意見ですが、森林については2-1、3-1、6-1で、それぞれ自然、防災、農林業の部分で分散して載せておまして、現状のこの計画では、6-1で台風被害や倒木について、現状と課題である程度状況としては載せている状況です。それを踏まえて、森林の保全と整備を進めていくという取組についても、6-1を中心に載っているという現状です。既に行っている通常の保全整備の取組に加えて、例えば今、倒木について何もしてないわけではなく、既に応急復旧はしておりますし、保安林については大阪府等の協力を得て進めているところです。その他の森林についても、確かに財源の確保が重要な要素ですし、町単独や所有者だけでということもできませんので、森林の保全整備は倒木の復旧に限らず、42ページの6-1-②の林業のところにあるように、所有者や大阪府、企業、ボランティアなどとも連携しながら進めていく必要があるという形で書いております。当然、倒木の復旧についても森林の保全整備という中に包含しているというのが今回の町としての整理の説明です。今後につきましては、例えば森林環境譲与税、こちらもそんな多額ではないですが、積み立てていくことや、他の財源についても考えていく等、国や府にもご協力をお願いし、さまざまな形で復旧も含めて森林の保全整備を進めていくと、その方向についてはこの計画内での整理としては、6-1に記載しております。

**委員** 7-1の「行財政運営」に戻りますが、ジェネラリストとスペシャリストがありますが、専門職をどうするかというところが読んでもよくわからないんですが、町の場合、例えば、ほとんどは一般的なジェネラリスト的なものなのかなと思いますが、例えば水道の管理等は専門的な能力、経験が必要であると聞いていますし、他の分野でもそういった分野があると思いますが、7-1-⑤になるかもしれないですが、例えば、専門職の採用とか、定年で退職されたりもしますから継続的な専門分野の職員の育成といったことを入れてほしいと思います。専門職に対する考慮を入れてほしいと思いました。

**事務局** 職員の採用の際にも、事務職は当然ですが、消防職、保育士、幼稚園教諭であったり技術職、栄養士等、さまざまな職種の人材を確保して行政運営をしております。定員管理を行う上でも職員を一律にということではなく、専門職の一定人数の確保なども勘案して定員管理を行っているという現状があります。それをこの中でどう落とすかということについては、7-1-⑤の2つ目のところに最も関わると思いましたので、この定員管理についての記述のあたりに、そういうことが書けるかどうか、一度検討させていただきたいと思います。

**委員** 33ページ、4-5「生涯学習・スポーツ」のところですが、この内容としては、生涯を通じてスポーツを奨励するという方向はありますが、現役で活動している、それもこの町内だけ

でなく全国的に活動しているような人がもしあれば、もう少し称えるなり、そういう方向のこともやってもよいのではないかと思います。島本高校のラグビー部出身の堀江選手がワールドカップですごく活動していましたが、あの方は生まれは島本町ではないですが、島本高校のラグビー部で非常に活動しておりました。関西電力のラグビーグラウンドで、その頃はニュージーランドのオールブラックスのジュニアを呼んでテストマッチを行っていたり、非常に国際的に交流していた時期もありますが、最近島本高校のラグビー部はあまり聞かないですが、非常に活躍している選手もいたわけですから。そして、今あちこちでワールドカップ・オールジャパンの選手のパレードがあったり、盛り上がっていますが、島本町にもそういうことがあってもよいのではないかなと思います。普段表に出てこないものをすくい上げていくということも大切ですが、そういった輝いているものを取り上げていくということも非常に大切だと思います。その辺のところをこういうところに書けないかなと思います。他にも、卓球等も今、よい指導者の先生がいらっしゃるとお聞きします。

**事務局** 町でも世界大会や全国大会に出られた方を表彰したり、町長への表敬訪問を行うという取組は実施していますが、なかなか町出身者やゆかりの選手と一緒に応援する、あるいは積極的に表彰していくという取組については、今後、ルールづくりといった部分の整理が必要であると考えております。スポーツに限らず、もしかしたらノーベル賞の方が出るかもしれないですが、この部分については、どういった形でスポーツの人材についての表記ができるかどうかは、一度検討させていただきたいと思います。

**委員** 7-1の行財政改革ですが、縮小と書いてあるのが特徴的だと思ったのですが、実際には財源確保していくということもすごく大事なことになってくると思います。実際に財源を確保しようとした実績があるかどうかを伺いたいです。企業立地促進条例を制定したと資料に書いてありましたが、実績はなかったんですね。これからどうするかということも具体的に書かれていなくて、積極的な財源確保としか書いていませんが、島本町が自立してやっていくには本当に大切なことですので、借金するばかりではだめですので、ここは具体的に書いてほしいので少し検討してください。

**事務局** 先ほども同様のご意見をいただいたと思いますが、積極的な財源確保や多様な手法という中には、ふるさと納税や寄附、広告収入、あるいはさまざまな種類がある国・府の財源、補助金、交付金、また、もちろん基幹である税金があります。交付税もありますが、それらについて積極的に工夫しながら、さまざまな財源を確保できるように努めていく、あるいは税金が増えるような取組を進めていくということです。そのため、個別的な取組は、例えば行財政改革プラン等の個別計画で具体的な取組内容を記載していくものと考えておりますので、今のところについては、一つひとつ具体的な記載は、総合計画の基本計画の中では考えておりません。

**委員** 具体的に書けないということであれば、近隣他市を見てもわかるように、毎年振り返りをしています。どの計画に関しては、どの部署で何をどれだけ実行したか、そして予算をどれだけ使ったか、完了したかどうかを全部毎年書いています。例えば大山崎町を見てもそうです。だから総合計画はちゃんと実効性があるんです。でも島本町は、こうやって曖昧な文章ばかり

みんなで話し合いをして書いていますが、実際それが財政にリンクしている実感が全くなくて、時々すごくむなしくなりますが、具体的なことを言おうと思ったら個別計画で書くとおっしゃっていますが、私たちが話していることが一体何なのかとなるので、本当に財政はすごく大事なことですから毎年振り返りしてほしいので、それも財政と今後の見通しについてわかりやすく公表しますと書いてあるので、具体的に動いてほしいです。

**事務局** 先ほどお示した行財政改革プランでも具体的な取組が書いてありますし、第六次行財政改革プランが昨年度から回り始めたところですが、既に1回目の進捗管理の公表をしております。その中で、実施した取組、主な効果額をお示しております。また、第五次総合計画はこれから動き出す計画ですが、個別計画の進捗報告ほど詳しいものにはならないと思いますが、上位計画として一定の進捗管理を行い、その中で取り組んだ内容について公表させていただく予定です。

**委員** 今の説明はよくわかったのですが、他の委員がおっしゃったように、そういう事業プランとの関連といったところは丁寧に書いてもらわないと振り返りをするのも難しいというか、あまりにも抽象的過ぎるので、見直しや効率化は今まで職員の方々の努力でやってこられた話ですが、方針としてのことは丁寧に書かないと振り返りのエビデンスにならないので、そのあたりはよろしくお願いします。

**委員** 風倒木のことです。私は山登りが好きで、山へ行ったらもうすごい数です。水瀬川が氾濫して尺代の集落に甚大な被害が及ぶ可能性があると思っています。林業の振興のところで森林整備について書いてあるからとのことですが、これは林業の振興ではないです。災害対策です。再度災害を防がないといけなくて、あれはすごい数残っていて、この10年の課題ということは他の委員も前回発言されていて、災害のところで風倒木の復旧を書かないというのは、信じられないです。緊急を要すると思います。

**委員** 風倒木は部会でも取り上げられていて、かなりひどいです。去年の台風終わった時点ではかなりのもので、どうしたものかというような、非常に将来が見えないような状態があったわけですが、徐々にそれなりの対応がなされてきて、先ほど高槻の話も出ていましたが、高槻の場合は激甚災害の指定を受け、国が全体の費用の半分、そしてあとそこから何%、そして市が何%ということで、市レベルで言うと負担額が何千万、億に近いような金額になるわけです。それが島本町の場合は、森林面積が小さいですからそんなふうにはならないですが、やはり数千万の費用が町に負担が来るということがまずあります。島本町は今ほかにいろいろお金使わないといけないことがものすごくあるのに、それだけの財政負担ができるかどうかということも1つあります。かと言って、ほっておくわけにはいかないですが、その対応としましては、国の環境譲与税ということが先ほど話に出ましたが、あれは全然頼りにならない予算ですが、大阪府は環境税を出していて、今年で終わるんですね。その場合は非常に森林整備に有効な使い方をされていて、島本町も範囲になっていきますので、環境税が継続されるということが出てきましたので、財源としましては使えるようになるだろうということですね。その他に、風倒木と一概に言いますが、その場に置いておかないことには、それを運び出したりす

るには道路が必要です。ところが島本町の山林は、すごく急斜なところが多いわけですから、そこに道路をつけて風倒木を運び出すということはなかなか難しい。そして現に今、高槻の方の風倒木の被害のところその工事が進んでいますけれども、その現場を見ますと、やはり重機でないと人力でそれを処理するのは難しいですから、重機が入る道をまずつくって、その重機は、材木をつかんで勝手にどんどん切っていくという重機ですが、2台、3台でやってたりするのですが、結構それが進んでいるところもあります。島本町の状況で言いますと、町管理の林道の復旧はいち早く終わっています。そして、保安林指定されている山林は、府の費用で風倒木の除去を始めていきます。そして、それもやはり重機が入る広い道をつくらないといけないということで、地権者の承諾があるので、府の職員がそれぞれ個別で許可をもらっています。それが終わるとそこで除去があって、そしてその後、つくった道は山を崩していますので、それをもう一回また戻して、そしてあと植林をしてもとの山に復旧をします。そういう形で徐々に進んでいます。

そして今、それをほっておいたら水無瀬川が氾濫するんじゃないかというお話ですが、この間の台風以前に、水無瀬溪谷の尺代ダムというのがありますが、その辺の周辺でちょうど土砂崩れでかなりの量の土砂と周りの杉、ヒノキを巻き込んで落ちてきているところがあります。そして、川をふさいでいました。それは府が管理していますから、府が来てそれを埋めたところ、何とか大丈夫だろうということでもまだにほってあるんですが、徐々に土砂は流れていき、木が集まっているという状態です。それをどけようと思うとかなりの費用がかかるというところで、それをやるかどうかというところの判断は、行政のマネジメントにかかってくると思いますが、風倒木の被害の整備にしましても、そこで切った木が流れてこないように斜面に対して並行に木を置いて、さらに流れないようにするというふうなことで処理を行っています。そして、近くでいいますと、国の管轄の箕面の辺の森は、そういうものをヘリコプターで吸い上げて、やっぱり国は費用が潤沢に使えると。それと国立公園という性格もありまして、そういうことが行われます。しかし、島本町の場合は、財政の問題が大きいです。ここに書くことは簡単ですが、それを実際に施策にしていこうと思ったときには、そういうものの裏づけがないことにはとてもじゃないけど進んでいけないということがあると思います。だから、それを全てやるようとするには、税金を上げるというようなことになってくると思います。だから、いろいろな他の方法を考えるということが大切になってくると思います。

**会 長** 山林の専門の方として、現状についていろいろご報告ありました。

**委 員** 他の委員の説明では、お金がないからできないと。それではやはり人の命は守れません。まず安全第一です。それから、治山治水、政治のことをそこからやらないといけない。だからやはり島本住民の生命と財産を守るという使命のもとにやっていく必要があると思います。今どんな状態かと言うと、激甚災害に指定されなかったということが一番島本町としては痛手です。どんなところでもこういう災害あって、激甚災害指定をして国の力をかりて復旧をすることが基本です。だから復旧できています。これを島本町はとれなかった。このことが一番大きな問題ですが、山を歩いていくと非常に木が倒れています。あれは民有林です。保安林であれば、10年、15年かしたら徐々に片づけてくれるが、民有林はほとんどあのままだと思います。そうすると、10年先ぐらいになってくると木が流れてきて、水無瀬川橋にひっかかったり、

この前千曲川であったようなことになりかねません。これはここへ書く、書かないではなく、やはり生命や財産を守るということで、これからも国、府の力をお願いしてやっていくという姿勢でやっていくことが大事だと思います。

**会 長** まさに町民の命を守る、あるいは、今言われた町のいろいろな施設の安全性も含めて検討するという事は第一の条件だとは思いますが。

**委 員** 書かない理由がわかりません。課題です。島本は予算が少ないからでしょうか、いろいろなところに働きかけないといけません。サントリーにもっと働きかけて水源の森として何か一緒にできないかとか、いろいろな方策がありますが、課題に書いておかないと。10年、20年の本当に課題です、災害対策として。書かない積極性をもっと言ってほしいです、書かないことに決めただけ言われても、その意味がわかりません、この問題に関しては。

**事務局** 6-1の現状と課題で対応という形では書かせていただいています、重複は避けたかったという部分があります。その中で担当部局と相談する中で、既に保全整備について記載がある6-1で整理させていただいたんですが、これについては3-1での記載はどうなのか、復旧対策としての記載を分けるべきなのかということは、再度検討させていただきたいと思っています。

**委 員** 15ページ(2-3)のところで、「バリアフリー基本構想」が関連する個別計画としてあがっていますが、バリアフリー基本構想の中で道路のバリアフリーというところで、サントリーから山崎駅までの非常に狭い府道がありますが、その部分については大山崎町と連携をして決めていくというふうに書いてあって、大山崎町のバリアフリー基本計画のほうにも島本町と協議するのでそれを待ちますと書いてあるという件で、大山崎町に聞きましたが、特にその後進んでいませんとお伺いしたんですが、島本町の方としては何かアクションしたかどうかを教えてください。

**事務局** 道路行政の詳細な部分の連携の話については、こちらでは承知はいたしていません。

**委 員** 府境は、そうやって動きにくい部分でもありまして、大山崎町の方にはバリアフリー基本構想をつくる時に、これは府境をまたぐ非常に新しい試みということで、例えばバリアフリー協議会長の方は、日本で唯一、府境をまたいでつくる基本構想です、しっかりやっていきたいということを書いてあるんです。というのは、住民の生活基盤がその境界をまたがっているからということがあります。でも実際は今、観光客がたくさんそこを歩いています。しかもスーツケースをぐるぐる転がして、あるいはスーツケースの上に乗って滑って遊んだりしながらあそこを行き来するんです。しかも道路のすごく狭いところを対面通行になっています。ここが本当にほったらかしになってしまっているのは、やはりJR島本駅ができてからそこばかり優先的に道路整備がなされてしまったということも大きいと思いますが、もう駅できて大分たっていますし、他の道の道路計画をしっかりバリアフリーの視点からも考えてほしいと思います。特に大山崎町との連携はどこにも書いていないですが、実際に進んでいなくてほったらかしになってしまっている印象がありますので、どこか意識して入れてほしいです。

**会長** この後のパブリックコメントの前に、この原案でいいかどうかということで、皆さんに意見を伺っていましたが、これは総合計画であって、今言われた具体的なところを言ったらまたもとに戻っていくということで、きょうの議論の後の進め方としては、皆さんに各部会に参加していただいて議論してきましたので、原案について、それでもなおこうしてほしいという意見があればお願いします。

**委員** 10ページの2-1「環境保全」ですが、これは意見になるかもしれませんが、第2部会でもメールで出ささせていただいたんですが、2-1-②「環境負荷の軽減」で、「家庭でできる環境負荷軽減の取組を推奨し、住民への啓発に努める。」これはこれでいいんですが、この参考指標で、町内の二酸化炭素の年間排出量や一人当たりのごみ排出量の数字が出ていますが、こういう数字は非常に私は重要というか、これこそ啓発に値する数字だと思います。だから例えば、詳細計画があるのかもしれないけれども、排出量等を広報に一定間隔で載せて解説するというので、ごみ問題は継続性が大事なので、常にそういうことを住民、我々に意識し続けさせるような施策にしてほしいと思います。

それから、同じ2-1-④「ごみの減量・安定処理」で、「ごみ分別の徹底により」と書いてますが、例えばゼロ・ウェイスト宣言をやっている四国の上勝町がありますが、今、分別と言ってもプラスチックと紙ごみなんかは一緒に出しています。ここでもう少し踏み込んでほしいことは、今後10年のことを考えれば、「ごみ分別の改善」や、そういったことを入れてほしいです。もっと細かく分別をするといった方向性が今あると思います。プラスチックなんかも出してしまうと、これは燃やしています。全部石油資源を燃やしていることになるので、10年の将来のことなので、今すぐは運用的に分別が大変になる等がありますが、今の分別だってやる時は皆すごく大変だと思ったけどやっているわけです。そういう流れもあるので、もう少し積極的に、「分別方法の改善」みたいなことを2-1-④で出してほしいと思います。

それから次に、2-2「都市計画・住環境」です。現状と課題の一番上に「今後予測される人口減少に対応した都市環境の整備」と書いていますが、これは現状課題としての認識が少し違うと思っていて、急増して減少します。これは町の出している人口推計資料もはっきりそうなっています。3万4千人ぐらいになって、減少すると。そのカーブが問題なのであって、単調減少するのではないです。ここにいる人はみんなそれをわかっていますが、これだけ書くと何かどんどん減少していく、大変だという印象になってしまうので、一旦増えて、また減ることが本当の問題で、そこをどういうふうやっていくのかということが現状と課題だと思います。だから、この最初の冒頭の文章は、何も知らない人を見るとミスリードになり得ると思っているので、改善してほしいと思います。

それから、42ページ(6-1)の農業のところ、今、国で都市農業振興基本法という法律がありまして、そこで地方公共団体は都市農業振興基本計画を基本として地方計画を定めるように努めなければいけないと書いてあります。今後10年の計画なので、都市農業の地方計画を「関連する主な個別計画等」のところにつけ加えてほしいということが私の提案です。

**事務局** 1つ目の2-1-②「環境負荷の軽減」については、ご意見としてお聞きしていたんですが、現在ここにも代表的なものということで3つだけ指標を載せていますが、「環境基本計画」に

も、もっと詳しい数値目標や現状値が載っております。それらを組み合わせた広報や啓発は、現在でも環境課の方で取り組んでいるところですので、今後も引き続き、わかりやすい形で取組を啓発するように、推進するような形で取組を進めていきたいと考えております。

続けて、2-1-④「ごみの減量・安定処理」についての「ごみ分別の徹底」の表現についてです。これを「分別の改善」ということですが、こちらにつきましては、委員からご意見いただいた部分で、既に「資料23」の3ページ、意見No.36で町としての所見を書かせていただいております。確かに分別の仕組みを変えていくということは皆さんの負担にもなりますし、慎重に検討する必要がありますが、基本的な方向性としては、もともと「分別の徹底」という形で書かせていただいているのと、あともっと言えば、基本的には「4Rの推進」と書いてある中で、もっと幅広く推進していくということで既に包含しておりますので、その部分で分別を今のルールのままずっといくという形ではなくて、分別を徹底していく、4R自体もっと広い形での表現ですが推進していくという形で書いていますので、もっと個別の具体的な部分については、ごみの関係計画でさらに記載していくことになるかと考えております。

次が、12ページの2-2です。「現状と課題」の冒頭、「今後予測される人口減少」、こちらは時点をどこに置くかという部分で、確かにこの10年ぐらいのスパンで見ると増加、推計ではさらにその後に減少に転じていくという形です。こちらの書き方では10年目以降の部分の20年あたりを見据えた書き方になっておりますが、こちらについては、わかりにくいというご指摘もありましたので、増加のち減少という形にはなるんですが、その部分は表現を検討させていただきたいと思っております。

最後が6-1です。6-1-②「都市農業・林業の振興」に関連して、現在、都市農業の地方計画を本町では策定しておりませんが、基本的に「関連する主な個別計画等」に記載しておりますのは、現行である計画、あるいは令和2年4月にスタートする形で準備中の計画でして、今後計画の策定を検討しなければならないという課題はありますが、ここの主な個別計画等に現状のルールで記載することは難しいと考えております。

**委員** 準備している計画しか書いていないのであれば計画とは言えないと思いますが、国の施策としても出ているので十分あり得るものは書いてもいいと思います。そういうルールとは思ってなかったんですが、どうでしょうか。

**事務局** こちらの項目で書かせていただいているのは、主なという形でもさせていただいていますが10年の間になくなる計画もあれば、新たに予想もしなかった計画が追加される部分もあるという形で、現状をベースにしながら、ある程度予測のつく範囲での書ける部分を今ここにお示ししています。10年後に確かに顔ぶれは変わっている可能性もありますが、まずは策定時点のものということで、書ける範囲の部分という形で今記載しているものです。

**委員** 一応根拠として、私も農業振興基本法に基づいて述べさせてもらっているのですが、そこは未知のものではないと思いますが、いかがですか。

**委員** 都市農業振興基本法で都市農業振興基本計画の策定に努めなければならないという文言があって、大阪府もつくっていますし、大阪市とかもつくっています。だから島本町も都市農業

振興基本法に基づいて振興基本計画はつくってしかるべきだと思います。そこは前向きに記述されてもいいと思いました。

**事務局** こちらの方につきましては、義務的な計画と努力義務の計画、任意の計画といろいろあります。大体3種類に分けられますが、先ほどおっしゃったのは、おそらく法定努力義務の計画であろうと思います。実際に、法定努力義務の計画は、本町が策定してないものも含めてさまざまありまして、実際にはその中で、必要に応じてつくっていく、あるいは1つの計画だけでつくると難しいから、併せてつくっていくとか、いろいろなことをしているわけです。ですので、一律に努力義務の計画を全部うたっていくということは、なかなか難しいということはお理解いただけたらと思いますが、また地方計画についての今後の取組の方向性は担当部局に確認いたしまして、どういった形で盛り込んでいけるのか、あるいは記載の中で計画策定等も検討するみたいな方向性を書くのか、具体的な計画名も決まっていない状況ですので、策定するかどうかも含めて決まってない状況ですので、現状で書くのは難しいと申し上げましたが、それらの個別の事情については関係部局と相談させていただいて、検討させていただきたいと思いません。

**委員** 48ページの7-1-③の1つ目に「民間活力の活用や」とありますが、今、公共施設の老朽化等が一気に来ているときで、いろいろ圧縮していかないといけないときですよ。そういうときこそ、やはり民間活力の活用はすごく大事です。し、庁舎の建替えのときもPFIやプロポーザル契約ですか、もっと民間の力を使うという案もあったけれども、出なかった。実際この振り返りの資料でもPFIというキーワードがあがっているけども、できなかったとありますが、本当に人が足りない役場の職員の中では、専門職が足りていないと思いますので、民間の力をぜひ使っていただきたいですし、PFIといったキーワードをどこかに含めたほうがいいと思います。せっきくJRの島本駅ができたので、駅前には本当に魅力的な土地です。し、もっと民間の力を使って収益にもつながる公共施設、複合施設をつくれる最後のチャンスでもあるので、ここはぜひ可能性をどこかに書いてほしいです。

**事務局** 7-1-③「公共施設の適正管理」についてですが、こちらは「公共施設総合管理計画」の中から、エッセンスを一部とって記載しております。基本的に、統廃合や多機能化を公共施設もめざしていきますが、整備に当たっては、行政だけでつくるのではなく民間活力も活用して、あるいは、これは民間施設そのものを指す場合もありますし、PFIなどで連携しながら、うまく民間の資金や技術を使いながらつくっていくということももちろん含まれています。その中で、個別計画である「公共施設総合管理計画」では、ここでもあくまで例示ですが、PFIという表現もありますが、民間活力の活用は多岐にわたりますので、今の総合計画の段階ではそういう形の例示表現を入れてないというところではあるんですけども。当然、今後の取組の中で、PFIも含めたいろいろな民間活力の活用を進めていくということで想定しておりますし、下位計画にもそのように書いているということです。

**委員** 民間の使い方も大事ですし、民間に渡すにしても、こういう財政状況ですよということはいっぺり渡せる状況じゃないといけないので、そのためにも本当は財政を管理するときに複式簿

記も取り入れてほしいです。そしたら、それぞれの台帳もつくれるし、ちゃんと資産管理もできると思います。こういう総合計画というのは、基本的に今から発展していくという、そういう希望を書くような計画だと思います。だからいろいろなことをてんこ盛りに希望ばかり書いていたと思いますが、公共施設が老朽化している今の段階でどれだけ絞っていくかということはすごく大事ですし、それに優先順位をつけてどの部署にどれだけお金を配分するかはすごく大事です。でも、どの部署もやはりお金を使いたくないですね。だから、そういうことは先回しになってしまいがちです。ですから、部署をまたいでプロジェクトチームをつくるなどして全体で取り組んでいかないと、島本町の財政は本当に危険な状況になっていると思うので、たくさん文章は書いていただいています、具体的に行財政改革プランの方で個別計画があるので、ここの振り返りのところでは必ず優先順位をつけるというのと、どれだけの金額を使うか、これからどれだけ要るかというのをしっかり書いて、振り返りをしてほしいです。

**委員** 13ページ(2-2)で、「景観形成・緑化の推進」という項目がありますが、先日、島本町で建築物の高さ制限を求める直接請求がなされて、町がそれに対して総合計画が作られて、その後都市計画マスタープランをつくって、立地適正化計画をつくって、高さ制限について導入を前向きに検討していくということをおっしゃっていたと思います。そこまでおっしゃって、議会の方でも多くの議員の方がそういう方向に進めてほしいという意見もおっしゃっていたので、高さ制限をこの10年間のうちに導入するという方向性を、景観条例のことを書いているので、さらに載せてしかるべきなのかなと思いました。今回書いておかないと都市計画マスタープランでそれを具体的に検討する根拠にもなりにくいので、そこは含めるべきではないでしょうか。

**委員** 11月に町長が直接請求について町長意見を出されて、総合計画が終わって都市計画マスタープランに記入して、立地適正化計画に書いて、建築物の高さ制限について導入していくということをテレビの前でもおっしゃって、ほぼ公約みたいなものです。総合計画の中でそこを書いておかないと、都市計画マスタープランで議論する根拠にならないので、ここでちゃんと建築物の高さ制限について導入するというのを記入しておいてください。その経緯も知らないですよ、12月のテレビの前で町長が答えたことも、議会でも答えられたことも。

**事務局** 高さ制限についてですが、こちら2-2-①及び2-2-③で関連する部分でして、①に冒頭に書いてあります。こちらは都市計画マスタープランを中心にした記載になっておりますが、来年度から都市計画マスタープランの見直しに着手し、あわせて、これは新規策定になりますが立地適正化計画、これも都市計画マスタープランの兄弟計画みたいなものになりますが、あわせて着手すると。あと、あわせて高度地区の見直しを記載しております。こちらの部分が具体的な都市計画手続きによる高さ制限の見直しの関連の表現になっていて、景観計画、景観条例等の取組については2-2-③に書いてあります。これらの取組について、第五次総合計画において進めていくという形で、少し分かれておりますが、現状の当初案の記載で基本的に対応できていると考えております。

**委員** 高度地区と言ったときに建物の傾斜率だけ導入している自治体もたくさんありますが、建物

の高さ制限は、もう少し踏み込んで書かないとそういうふうな導入の検討にならないと思っているので、高度地区の中でもさらに建物の高さ制限という記述を踏み込んで記入していただくということが議会でも表明されていますし、町の方針、テレビの前でも表明された方針に基づいていると思います。見直すというよりは、高さ制限の導入という言葉をぜひ入れてほしいと思います。高度地区だとやはり影がどれぐらいできるかという傾斜率の話だけの導入になりかねないので、そこはもう少し具体的に踏み込んでやるべきではないかと。まだ高さ制限については一切導入してないので、見直しの範疇に入らないと思うので、そこはもう少し具体的にに入れてほしいと思います。

**事務局** 今いただいたご意見を踏まえまして、現在、町として示している考え方や方向性があります。それとこの記載の整合性、どういった形で表現しているのか、もしくはできているのかについて、また担当部局と調整させていただきたいと思います。検討させていただきます。

**委員** 具体的な文言の修正のお願いです。23ページ、24ページの3-3です。防犯カメラです。「防犯カメラの設置など」が23ページの2つ目にありますし、3-3-②のところには「防犯カメラの設置」とあります。既にいろいろな方々の努力で設置していただいているので、ここは「増設」の方が正しいかと思います。それで、私が意見をしたことは、別の部会だったので別のところでしたが、それは通学路の話、子どもたちの安全という視点で伝えたところ、ここで扱うということだったので、あまり限定し過ぎると身動きがとれなくなるんですが、「通学路を中心とした防犯カメラの増設」、こういう感じでご検討いただければと思います。

**事務局** 現在の表現でも、「設置」の中に基本は増設要素が入っておりますが、もちろん通学路を中心としながらではありますが、他の部分も含めての総合的な記載になっておりますが、こちらの方は一旦検討させていただきます。

**会長** まだご発言をされていない方もおられると思いますが、もしありましたらどうぞ。

**委員** 新しい意見ではないですが、先ほど他の委員から出ておりました27ページ(4-2)の囲みの中(めざすまちの姿)ですが、「誰もが安心して暮らせるまちをめざします」の前に、確かに「誰一人排除することなく」という言葉がもし入れば、昨今のニュースを見ますとあまりにもひどい現状になってきているので、そう思いました。

**事務局** 先ほどもご意見いただきましたので、こちらについては、もう少し踏み込んだ形の表現にするか、基本的な方向性は共生の取組で同じだと思いますが、検討させていただきます。

**委員** 書き方の問題で、6ページの1-2-①ですが、「参画・協働のまちづくりの推進」の公募委員の参画というところで、ジェンダーギャップに関しては前のページの男女共同参画のところで明記されていますが、世代間ギャップということがあって、どうしても町の審議会等では若い人の参加が非常に少なく、子育て世代もそうですが、最近は結婚されていない方も多いので、公募委員の参画というところを「公募委員の幅広い年代からの参画」みたいに行っている

ただけたらと思います。

**委員** 具体的な書き方の問題と、前回も投げかけたのですが、まず22ページと24ページ両方とも参考指標について、火災発生件数と交通事故の発生件数がありますが、この両方とも高速道路での事故件数は含まれていますか。

**事務局** 含まれております。

**委員** 含まれているのであれば、分けて書いてほしいということは前回も言ったのですが、というのも火災もそうですし、交通事故なんかもいくら島本町内で頑張っただけでも、高速道路は上を走っているだけなので、かなりニュアンスが違ってきます。確かに事故に対して消防なりが対応したことはあるかもしれないですが、町民の事故としては違うと思うので、書きたいのであれば分けて書いてほしいです。

**事務局** 前回の部会でも同じご意見いただきましたが、確かに明確なお答えできていませんでしたが、基本的には包含したままでよいと事務局としては考えております。高速道路も走っています。171号線は国道として走っております。町民以外の方も走っておられて、その中でどの方であろうとも事故が起これば対応する、高速道路で火災が起これば当然島本消防も含めて対応する、もちろん島本消防だけで対応できない場合もあるので、さまざまな機関が協力し合って対応するという形で対応しておりますので、その中で、実際に火災件数として町として発表している中では、そういった部分も包含している、と言ってもごくわずかな件数になるかと思いますが、その部分を、これは別ですとか、取組としては対応できないので、という形では望ましくないと。消防としても対応している中で、一体的な中で件数としては表示していった方がよいと考えています。

**委員** 特に交通事故は、高速道路があれば結構件数が上がってしまうと思います。本当に高速道路は上を走っているだけなので、交通安全とかそういう項目のところにある交通事故だったら分けて書いても別に支障はないし、町民としても高速道路以外の事故で何件というのは把握しておいたほうがよいと思います。ほかの委員の方もご意見あれば。

**委員** 両方とも載せれば両方対応していますということがわかるので、いいんじゃないでしょうか。そんなに問題がない。もっと詳しく記述するだけなので。

**会長** 事務局のほうで最終的にご判断いただくということで、よろしいでしょうか。

**委員** 28ページの4-2「地域福祉」のところの4-2-②「相談支援体制の強化」の「各種相談窓口の周知と連携強化を努めます」のところ、各種相談窓口の周知という形で、各種施策も書いてほしいと2回ぐらい言わせていただいています。私が住民税の減免について見せてくださいって言ったときに、それは見せることはできません、情報公開請求してくださいと言われ、情報公開請求したら10日後に見せることができますと。住民税の減税について生活困窮し

ている住民が調べようとしてもわからなかったら、制度申請できないのではないかと、そのため施策をちゃんと周知してくださいという話をさせてもらったと思います。今日、自立支援相談があるから、相談に行ったらわかるじゃないかと言われたので、住民税の減税について知っているか行って聞いてみました。詳しい数値は知りませんと。私たちは相談を聞いて、町にこういう人が来られましたとつなぐだけですと。しかし、その相談員は、国の住宅支援制度等は詳しく知っていました、国が公開しているから。町は公開してないからわからないです、現場の相談員も。詳しくわかりませんと言われて。大阪府も国保の減免について3割所得が減ったら誰でも減免されますということを公開しているからわかります。だから、こういう公開情報があるから相談ももっと深まるし、相談に行こうとなるし、だから施策の周知ということを入れてほしいともう2回言いましたが、全部無視されて、3回目です。

**事務局**      こちらについては、「資料23」の意見No.88で掲載しておりまして、2回いただきまして、前回の意見を踏まえまして、対応させていただいております。こちらに記載しておりますように、困窮者支援に限らず、当然、相談窓口の周知の中には、関連制度の周知も取り組んでおります。含まれておりますが、4-2だけでの記載となると、相談は子育て、教育、福祉分野でもさまざまあり、分野がまたがるので整理させていただきますとお答えをさせていただいたかと思えます。その中で、事務局と担当課で調整いたしまして、今の時点で整理をさせていただいて、1-2-③という「広報・広聴の充実」の項目に、全般的な話として「町の各種施策やサービス・制度の周知」もきちっとやっていきますということを加えさせていただいております。その位置づけの理由は先ほど申し上げたとおりですので、ご理解いただきますようお願いいたします。

**委員**      やはり広報・広聴のところに書いていたらだめなんですよ。誰も排除されないという理念をちゃんと打ち出すべきです。その制度に出会えるかどうかで本当に変わります。ただ使えるサービスがわかったというレベルではないです。だから、その施策の周知について広報・広聴のところでも書けるのであれば、ここでも二重で書いているところもあるわけですが、相談窓口の周知と。相談窓口の周知という言葉は大量に出てきます、総合計画の各項目で。だから施策の周知もここにはぜひ、本当にここで生活が助かるかどうかということが決定的に変わる局面だからこそ書いてほしいということが強い思いとしてあって、現実にも今日も行ってきましたが、施策については周知されてなかったというか、町が公開してないから相談員も知らないの、それはすごい問題です。

**事務局**      先ほど述べさせてもらった理由で整理させていただきましたが、再度検討させていただきます。

**会長**      案件1は、これで終わります。

## 2 その他

会 長 次に案件2「その他」についてですが、何かありますか。

事務局 (今後の日程確認)

会 長 どうもありがとうございました。

<終了>